

3 18世紀ロンドンの産科病院における入院産婦の状況

—British Lying-in Hospitalにおける産婦の入院生活を通して—

近藤さおり

奈良女子大学大学院博士後期課程

18世紀半ばからロンドンを中心に、それまで入院対象とされていなかった貧困家庭の産婦を受け入れる慈善病院が次々と設立されていた。中でも1749年に開設されたBritish Lying-in Hospital（以下産科病院とする）は入院出産のみを扱い、寄付者を確保し安定した経営を維持した。当時出産は産婆や親族・知人といった女性中心の介助がなされ、生活状態によっては介助なしに産婦が出産していた。また、18世紀は、理髪外科医・薬種商外科医などが難産の処置を行うことが珍しいことではなかった時代でもある。女性たちが出産する場所は自宅で、特に貧困層にあっては出産用の部屋はなく、普段の生活空間の一画で家族の日常生活と並行して行われた。こうした状況の中で、産科病院に入院して出産することは、産婦や家族にとっても一般の人々にとっても、非常に特殊なこととして捉えられた可能性が大きい。本発表では18世紀半ばの産科専門病院において、入院女性がおかれた状況の特徴について考察する。

まず、この産科病院は無料で入院できる代わりに、日常生活から引き離され、院内での生活・言動の規則を守ることを要求された。そのかわり入院中は、産婦と新生児に入院前よりも豊かな衣食住が提供された。暖炉と家具付きの病室のほか、病棟の共有スペースに産婦用の安楽椅子を置くなどの快適さも考慮されていたようである。シーツ類、産婦の衣服・下着・新生児のオムツが与えられ、一部は退院時に持ち帰ることができた。掃除・洗濯・料理は職員が行う。医師の指示により特別食・制限食・普通食のいずれかが、三食決まった時間に提供される。病棟が満床の場合には病院の裏の民家を借りて病室にしていた。病院の備品や寝具類を持ちだしたことが発覚した場合は退院させていたことから、生活物資の豊富さが産婦にとっては大きな魅力であったと言える。

二つ目は、産婦が日常生活から離脱し、病院という非日常の環境に適応することを強要された点である。病院は、その目的の一つに貧困産婦の生活全般における欠乏状態からの救済・保護を挙げている。出産によって労働できなくなった女性が、より深刻な貧困や病気に見舞われる悪循環から抜け出し、入院によって望ましい出産と体力を獲得できるというものである。ただし、産婦は病院の厳しい規則に従わねばならない。たとえば、家族・親族との面会は産前と産後一週間を経過して後、午後2～4時間、30分以内とされている。夫や男性の親族・子供は玄関ホールにおける面会は許可されるが、病棟への立ち入りは禁止された。産婦が個々の生活や習慣を入院生活に持ち込むことは許されない。

最後に指摘できる点が、貧困女性にとって、入院は中流階級女性の生活を疑似体験し、生活訓練を受ける場でもあった点である。たとえば規則正しい生活パターン、粗野な言葉遣いや院外からの酒や紅茶などの嗜好品の持ち込みの禁止、毎週日曜日には国教会牧師の説教を聞き、聖書を読み、新生児に洗礼を受けさせることなどが挙げられる。一部に規則違反をして退院させられた産婦もいたが、多くの入院産婦は無料の医療と保護を得る手段として、寄付者や病院管理者が望ましいと捉える生活行動を、少なくとも入院中は積極的に受容したと考えられる。

以上のことから入院女性にとって、入院生活に適応することそのものがチャリティーを利用する有効な手段であったことがわかる。産婦にとっての出産にまつわる産婦の経済的負担がないというメリットが、その引き換えに一時的な日常生活の中断や家族との別離、異なる生活様式を受け入れなければならないというデメリットを相殺できるまたは超えるものであったと考えられる。